

第4回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例

◆三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会勧告に伴い、東京都に準じて勤勉手当の支給率の改定を行うものです。

◆三鷹市市税条例の一部を改正する条例

令和2年度分の都市計画税の税率における特例を定めるものです。

◆三鷹市学童保育所条例の一部を改正する条例

下連雀こども児童保育所及び四小児童保育所Bを新たに設置するとともに、四小児童保育所の名称を変更するものです。

◆三鷹市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

子ども家庭支援センターりぼんを新たに設置するとともに、子ども家庭支援センターの事業を追加するものです。

◆三鷹市営住宅条例の一部を改正する条例

国土交通省が公営住宅管理標準条例を改正し連帯保証人を不要としたことに基づき、市営住宅についても連帯保証人に係る規定を削除するものです。

◆三鷹市自転車の安全で適

正な利用に関する条例の一部を改正する条例

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正により、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたことに伴い、市条例の努力義務の規定を削除するものです。

◆三鷹市下水道条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、指定排水設備工事事業者の欠格条項を改めるものです。

◆三鷹市水洗便所普及条例を廃止する条例

公共下水道の整備により、水洗便所の普及促進を図る等の目的を達成したことに伴い、助成措置等を廃止するものです。

補正予算

◆令和元年度三鷹市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ9億2千250万円を追加し、総額を10億7千100万4千円とする。また、債務負担行為の補正を行う。主な内容として、市制施行70周年記念事業準備関係費の増額、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ管理運営費の増額、防災上重要な公共建築物基礎調査関

係費の計上、子ども家庭支援センターりぼん開設準備関係費の計上、四小児童保育所整備事業費と南浦小学児童保育所整備事業費の計上、東京2020オリンピック・パラリンピック等推進事業費の増額、旧第二体育館解体事業費の計上、市債償還元金の増額等を行うものです。

◆令和元年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ7千91万7千円を追加し、総額を1億2千33万8千円とする。主な内容として、歳出予算において、平成30年度に交付を受けた保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付額の返還を行うため増額するものです。

◆令和元年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ7千96万4千円を追加し、総額を1億7千100万3千円とする。主な内容として、歳出予算において、高齢者見守り事業費の計上、介護保険保険給付費準備基金積立金の増額、国庫支出金等超過収入額返還金の増額、一般会計繰入金の増額を行うものです。

◆令和元年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ7千96万4千円を追加し、総額を1億7千100万3千円とする。主な内容として、歳出予算において、高齢者見守り事業費の計上、介護保険保険給付費準備基金積立金の増額、国庫支出金等超過収入額返還金の増額、一般会計繰入金の増額を行うものです。

◆令和元年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ280万円を追加し、総額を4億6千95万5千円とする。主な内容として、歳出予算において、過誤納保険料還付金及び還付加算金の増額を行うものです。

契約

◆三鷹都市計画道路3・4・7号(連雀通り)電線共同溝整備工事に伴うポックスカルバート撤去工事請負契約の締結について

連雀通りの八幡前交差点東側に埋設されているポックスカルバートを、電線共同溝整備工事に伴い撤去するもので、契約の金額は、1億4千98万円、契約の相手方は、三栄建設株式会社です。



三鷹都市計画道路3・4・7号(連雀通り)

指定管理者の指定

◆三鷹市下連雀こども児童保育所等及び三鷹市むらさきこどもひろばの指定管理者の指定について

下連雀こども児童保育所の指定管理者に、株式会社ボピンスを、四小児童保育所A及びB、六小児童保

育所A及びB、南浦小学児童保育所A及びB、連雀学園児童保育所、むらさきこどもひろばの指定管理者に、株式会社日本保育サービスを指定するものです。

人事

◆人権擁護委員候補者の推薦について

寺本 修子氏(再任)
板橋 利定氏(再任)
武本 明日香氏(新任)
田原 遊太氏(新任)
◆農業委員会委員の任命について

清水 章氏(新任)

議員提出議案

意見書(要旨)

◆「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、あおり運転を初めとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。今や社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全安心な交通社会を構築する必要がある。よって、本市議

会は「国会及び政府に対し、

次の事項を実施することを強く求める。(1)あおり運転の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交差点上、厳しく処罰される

海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。(2)運転免許更新時における講習については、これまでの交通の教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われること

についての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。(3)広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されていること、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

◆子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書

本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、少子化対策・子育て支援の抜本的強化と地域格差是正のための子ども医療費助成制度の拡充等を求め、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。(1)国の制度として子ども医療費を無料とする制度を早期に実現すること。(2)子ども医療費助成制度の地方単独事業に対する国庫負担減額調整措置については全て廃止すること。(3)現行の東京都の

補助制度で設けられている所得制限及び自己負担をな

すことを求める意見書

政府は、2019年11月8日にSDGs実施指針改定案(骨子)を公表した。SDGs実施指針は、日本のSDGsへの取り組みに向けた最高レベルの国家戦略文書であり、この内容によって日本のSDGs達成も左右されることになる。日本のSDGs達成のために、現状を分析し、不足している分野に注力することが重要である。ベルテルス

マン財団(ドイツ)の報告書は、日本はSDG5(ジェンダー)、SDG10(不平等)の取り組みに課題があると述べている。そこであれば、この2つの課題について、「優先課題」に追加するなり、他の優先課題とのかかりで、「横断的課題」として設定することが必要である。特にSDGsでは、ジェンダー視点の主流化がSDGsの全てのゴールの実現に不可欠とされている。しかしながら、日本独自のSDGs実施の8つの優先課題ではジェンダー平等は明示的でなく、女性活躍(イコール労働参加)ばかりが前面に出ている。その上、今回の改定案では、既存の実施指針で、唯一、ジェンダー平等に触れていた部分が削除されている。「誰一人取り残さない社会」を達成するためには、活躍できなくとも尊重できる社会であることが必要である。よって、本市議

会、国会及び政府に対し、SDGs実施指針(改訂版)に「貧困と格差の是正」と「ジェンダー平等」を明記することを求める。

◆SDGs実施指針(改訂版)に「貧困と格差の是正」と「ジェンダー平等」を明記することを求める。